

瀬戸市告示第98号

令和3年瀬戸市告示第42号（瀬戸市手数料徴収条例別表都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項及び同法第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項に規定する同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関及び当該基準に適合することを証する書類として市長が定める件）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 <省略>	1 <省略>
2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級5、 <u>6又は7及び一次エネルギー消費量等級6</u> （建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件（令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「改正告示」という。）附則	2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5の写し

第2項又は第6項の規定により改正告示による改正前の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第2の1及び2が適用される建築物であって、改正告示の施行の日以後にする都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の変更の認定の申請に係る建築物については、同告示に規定する断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級5又は6）が表示されているものに限る。）の写し

(2) <省略>

(2) <省略>